

北海道告示第 10662 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成 28 年 8 月 19 日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)美唄市東 5 条北 5 丁目商業施設
美唄市東 5 条北 5 丁目 1453 番地 157 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
- 3 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要
 - (1) 歩行者等の安全性
通学路なので、工事期間中及びオープン後も注意をしていただきたい。
オープン時は混雑することが予想されるので、道路上に入庫待ち車両が発生することが予想され、渋滞が起き、歩行者や通行車両にも危険を及ぼすので対応をしていただきたい。
 - (2) 店舗の営業活動に伴う騒音に係る対策
早朝から開店、又、冬期間は除雪作業車が作業するため、近隣住民への騒音対策をしていただきたい。
早朝及び夜間の搬入車の荷下ろしは、安眠を妨げるので、止めていただきたい。
 - (3) 廃棄物の処理、管理等
廃棄物の処理及び管理について、どのように対応するのか教えていただきたい。
 - (4) 地域貢献
地域貢献として、どのように考えているのか教えていただきたい。
- 4 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
平成 28 年 8 月 19 日（金）から平成 28 年 9 月 20 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで